

大和市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第12号

大和市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の任用に関する規則（昭和51年大和市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「並びに口頭試問」を「、口頭試問」に、「適性及び技能の判定」を「適性の判定及び技能の判定」に改め、「身体検査を含めて」を削り、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第2号中「あわせて」を「併せて」に改める。

第12条第1号中「大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号。以下「初任給規則」という。）別表第1」を「大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号。以下「給与条例」という。）別表第5」に、「（以下「役付職員」という。）の職」を「の職（以下「役付職」という。）」に改め、同条第2号中「初任給規則別表第1」を「給与条例別表第5」に改め、「職務の」の次に「級の」を加える。

第13条第1号中「役付職員」を「役付職」に、「の職にある」を「にある」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。